

市民税・県民税申告書の書き方

市県民税は前年の所得に対して課税されます。
令和7年中（1/1～12/31まで）の収入、
所得、控除について申告してください。

申告書提出期限：3月16日（月）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

「4 所得から差し引かれる金額」欄に記入した
金額に関する事項について記入してください。

⑯生命保険料控除 ⑰地震保険料控除

保険料控除証明書の証明額を転記してください。

⑯～⑲寡婦、ひとり親、勤労学生控除

該当する場合は✓をし、勤労学生控除の場合は
学校名を記入してください。

㉐障害者控除

障害者控除対象の方の氏名と個人番号、障害の
程度を記入してください。

㉑～㉒配偶者（特別）控除・同一生計配偶者

控除対象配偶者の氏名と個人番号、昨年中の合
計所得額を記入してください。所得が1,000万円
超で配偶者の所得が58万円以下の場合は「同一
生計配偶者」に✓をしてください。

㉓～㉔扶養控除・特定親族特別控除、16歳未満 の扶養親族

対象者について記入してください。対象者の個
人番号も記入してください。

㉕雑損控除

あなたや総所得金額等が58万円以下の生計を一
にする親族の有する住宅や家財が災害や盗難、
横領による損害を受けた場合

アカイのいづれか多い方の金額が雑損控除額となります。

ア.（損害金額－保険金などの補てん額）－総所得金額等の合
計額×10%

イ.（災害関連支出の金額－保険金などの補てん額）－5万円

5 給与以外の所得について

市県民税を給与から差引かれている人で、給与以外の所
得がある人は、その納入方法を記入してください。

令和8年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書

筑後市長 殿	現住所	筑後市大字山ノ井898		住所・氏名等を記入		
	1月1日現在の住所	同上		統柄は世帯主からみた申告者の統柄を記入		
	フリガナ	チクゴ タロウ		電話番号	000-0000-0000	
提出年月日			個人番号	1234567890123		
年 月 日	8 2 21	生年月日	S42.5.10	世帯主の氏名	筑後 一郎	統柄
				子		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項							
⑯ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料			
	国民健康保険	100,000 円					
	国民年金	150,000					
合 計		250,000 円					
⑯ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計					
	40,000 円	5,000 円					
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計					
合 計		20,000 円		70,000 円			
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の計						
	10,000 円						
	地震保険料の計	15,000 円			5,000 円		
⑯～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除		⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 (□死別 □生死不明) (□離婚 □未帰還)	⑯ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)	⑯ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除			
㉐ 障害者控除	チクゴ シロウ	障害の程度	身障1級				
	筑後 四郎						
	個人番号 5678901234567						
㉑～㉒ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	チクゴ ヨシコ	生年月日	S43.10.31				
	筑後 よし子	配偶者の合計所得金額	1,100,000				
	個人番号 2345678901234						
㉓～㉔ 扶養控除・ 特定親族特別控除	チクゴ ジロウ	生年月日	H9.5.19	同居・ 別居の区分	同居	統柄	子
	筑後 次郎						
	個人番号 3456789012345						
㉓～㉔ 扶養控除・ 特定親族特別控除	チクゴ サブロウ	生年月日	H14.1.3	同居・ 別居の区分	同居	統柄	子
	筑後 三郎						
	個人番号 456789012345						
㉓～㉔ 扶養控除・ 特定親族特別控除	チクゴ ハナコ	生年月日	H17.2.8	同居・ 別居の区分	別居	統柄	子
	筑後 花子						
	個人番号 6789012345678						
㉓～㉔ 扶養控除・ 特定親族特別控除	チクゴ ハナコ	生年月日		同居・ 別居の区分	同居	統柄	子
	筑後 花子						
	個人番号 6789012345678						
当該親族等である場合には、「特親」欄に○を記入してください。							

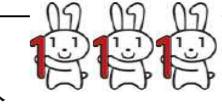
㉕ （控除対象外） 扶養親族	チクゴ シロウ	生年月日	H24.2.24	同居・ 別居の区分	同居	統柄	子
	筑後 四郎						
	個人番号 5678901234567						
㉕ 扶養親族							
	個人番号 5678901234567						
㉕ 扶養親族							
	個人番号 5678901234567						

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類			
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額			
円	円	円				
㉘ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額				
	380,000 円	150,000 円				

表

個人番号の記載

マイナンバーカードの『個人番号（12桁）』を記入



1 収入金額等

雜業	公的年金等	キ	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など
業務	ク	シルバー配分金、原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入	
その他	ケ	生命保険の年金（個人年金保険）、貸付の利子など業務（ク）以外のもの	
一時所得	シ	賞金や懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など	
		一時（シ）=収入金額－必要経費－特別控除	
		※特別控除は、収入から必要経費を差し引いた金額が50万円未満の場合はその金額、50万円以上の場合は50万円	

※以下の所得は課税されないため、申告書へ記入する必要はありません。

・遺族年金・障害年金・増加恩給（併給される普通恩給を含む）・相続税や贈与税の課税対象となる生命保険契約等に基づく年金

2 所得金額

・「1 収入金額等」欄に記入した収入金額から各種控除額や経費等を差し引いた金額が「2 所得金額」欄に記入する所得金額になります。

・無収入で所得ゼロの場合は、「12合計」欄に「0」を記入

<各所得の算出方法>

事業所得（①営業等・②農業）③不動産所得

・別紙「収支内訳書」で所得を計算して記入してください。

⑥給与所得 ⑦公的年金

・給与・公的年金は、裏面【参考資料】※所得の計算方法についてで所得を計算して所得金額を記入してください。

⑧業務 ⑨その他

・業務・その他所得=収入金額－必要経費

⑪一時所得

・一時所得=（収入金額－必要経費－特別控除）×1/2

4 所得から差引かれる金額

⑯～㉕の各控除計算方法は、裏面【参考資料】を参照

㉙医療費控除

次の計算式で計算し、記入してください。※aとbの併用は不可

a. 医療費控除額（最高200万円）=医療費－保険金などで補てんされる金額－（合計所得⑯の5%又は10万円のいづれか少ない額）

b. セルフメディケーション税制に係る医療費控除額（最高8万8千円）=特定一般用医薬品等購入費－保険金などで補てんされる金額－12,000円 ※bの場合は区分□に「1」を記入

セルフメディケーション税制を適用する場合は、医療費控除欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
5 給与・公的年金等にかかる所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）

□ 自分で納付（普通徴収）

個人番号欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏

6 給与所得の内訳

① 事業所種別	運送業
勤務先所在地	筑後市大字山ノ井12345
勤務先名	機はね丸運送
事業所番号	
収入合計額	1,300,000円
② 事業所種別	
勤務先所在地	給与の支払者・収入金額等を記入してください。
事業所番号	
収入合計額	
③ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	
④ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業(米作)		500,000円	400,000円	0円

事業(営業・農業)、不動産の所得について記入してください。
収支内訳書の添付をお願いします。

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
配当所得について記入してください。			
国外株式等に係る外国所得税額			

9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費
公的年金以外の雑所得について記入してください。		
例:個人年金、シルバー配分金、報酬など		

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	譲渡所得	一時所得
短 期	円	円	譲渡所得および一時所得について記入してください。
長 期			なお、譲渡所得の特別控除額はお問い合わせください。
一 時	1,500,000	300,000	1,200,000 500,000 ハ 700,000
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。		合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2] ハ 350,000	

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	専従者給与(扶助金)額	非課税所得	所得金額
1 氏名					
個人番号		従事月数			
フリガナ	続柄	生年月日	(扶助金)	譲渡損	損失額(白)
2 氏名					

専従者控除対象者について記入してください。
専従者控除対象者の個人番号も記入してください。

11 専従者控除額 専従者控除額は次のいずれか少ない方の金額です。

① 860,000円(配偶者) 500,000円(その他親族) ② 専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)

* 専従者についている方を扶養控除の対象にすることはできません。 詳しくは税務課職員にお尋ねください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	チクゴ ハナコ	個人番号	234567891234	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
1 氏名	筑後 花子	住所	福岡市〇〇区××町△-□	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
				国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

別居の扶養親族の氏名・個人番号・住所を記入してください。
また、国外居住者の場合は、該当項目に✓をし、①親族関係書類、②送金関係書類を提出してください。

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	寄附金について記入してください。
(特例控除対象)	
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	寄附金控除を受ける場合、領収書を提出してください。
都道府県	免税所得

* 寄附金に関する事項について

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の住所
氏名	個人番号			

参考資料

種類	所得の計算
事業・不動産	収入-経費-専従者控除=所得 ※専従者控除額:生計を一にする配偶者や親族が6ヶ月以上事業に従事している場合該当します。
給与所得	○ 給与所得の計算は通常は速算表から求めます。 収入金額の合計額 650,999円まで 651,000円～1,899,999円 1,900,000円～3,599,999円まで 3,600,000円～6,599,999円まで 6,600,000円～8,499,999円まで 8,500,000円以上 給与等の収入額 - 650,000円 C×0.7 - 80,000円 C×0.8 - 440,000円 給与收入×0.9 - 1,100,000円 給与收入 - 1,950,000円
公的年金所得	○ 年金所得の計算は、本人の年齢によって違います。(円未満切り捨て) 年齢区分 収入金額の合計額 公的年金等に係る雑所得の金額 600,001円～1,299,999円 年金収入 - 600,000円 1,300,000円～4,099,999円 年金収入×75% - 275,000円 4,100,000円～7,699,999円 年金収入×85% - 685,000円 7,700,000円～9,999,999円 年金収入×95% - 1,455,000円 10,000,000円以上 年金収入 - 1,955,000円 (年金収入金額が600,000円までの場合は、所得金額は0円になります。) 今年の1月1日で65歳未満の人 1,100,001円～3,299,999円 年金収入 - 1,100,000円 3,300,000円～4,099,999円 年金収入×75% - 275,000円 4,100,000円～7,699,999円 年金収入×85% - 685,000円 7,700,000円～9,999,999円 年金収入×95% - 1,455,000円 10,000,000円以上 年金収入 - 1,955,000円 (年金収入金額が1,100,000円までの場合は、所得金額は0円になります。) 今年の1月1日で65歳以上の人 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超～2,000万円以下の場合は公的年金所得に10万円を加算し、2,000万円超の場合は20万円を加算します。 給与所得と公的年金所得の両方がある場合には、給与所得(10万円を限度)と公的年金所得(10万円を限度)の合計額から10万円を引いた額を給与所得から控除します。(所得金額調整控除)
種類	控除額 内容
生命保険料控除(新契約)	①12,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②12,000円を超える場合…支払保険料の額×1/2+6,000円 ③32,000円を超える場合…支払保険料の額×1/4+14,000円 (上限額28,000円) (旧契約、新契約両方ある場合) ①新契約のみ適用 上限額:28,000円 ②旧契約のみ適用 上限額:35,000円 ③上記①と②両方適用 ①と②の合計額(上限額:28,000円)と②(上限:35,000円)のいずれか高い方
旧生命保険料控除(H23年以前契約)	①15,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②15,000円を超える場合…支払保険料の額×1/2+7,500円 ③40,000円を超える場合…支払保険料の額×1/4+17,500円 (上限額35,000円)
地震保険料控除	○地震保険料 ①50,000円以下の場合…支払保険料の額×1/2 ②50,000円を超える場合…25,000円 ①5,000円以下の場合…支払保険料の全額 ②50,000円を超える場合…支払保険料の額×1/2+2,500円(上限額10,000円) 地震保険契約と旧長期保険契約の両方があるときは各々計算した合計額が控除できます。(合計控除限度額25,000円)
社会保険料控除	支払った金額 前年に中止または本人と生計を一にする親族が負担する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額が控除できます。
小規模企業等掛金控除	支払った金額 小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金
配偶者控除	控除対象者の合計所得900万円以下……… 33万円(老人控除対象配偶者 38万円) “ の合計所得900万円超950万円以下…… 22万円(老人控除対象配偶者 26万円) “ の合計所得950万円超1,000万円以下… 11万円(老人控除対象配偶者 13万円) 前年の合計所得が58万円以下の配偶者 老人控除対象配偶者…70歳以上
配偶者特別控除	控除対象者の合計所得額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下 480,001円～1,000,000円 33万円 22万円 11万円 1,000,001円～1,050,000円 31万円 21万円 1,050,001円～1,100,000円 26万円 18万円 9万円 1,100,001円～1,150,000円 21万円 14万円 7万円 1,150,001円～1,200,000円 16万円 11万円 6万円 1,200,001円～1,250,000円 11万円 8万円 4万円 1,250,001円～1,300,000円 6万円 4万円 2万円 1,300,001円～1,330,000円 3万円 2万円 1万円 1,330,000円超 0円
扶養控除	一般扶養(16歳以上)…………… 33万円 特定扶養(19歳～23歳未満)…………… 45万円 老人扶養(70歳以上)…………… 38万円 同居老親等扶養(70歳以上)…………… 45万円 生計を一にする扶養親族で、前年の合計所得が58万円以下の人は
特定親族特別控除	対象者の合計所得額 特定親族特別控除 580,001円～950,000円 45万円 950,001円～1,000,000円 41万円 1,000,001円～1,050,000円 31万円 1,050,001円～1,100,000円 21万円 1,100,001円～1,150,000円 11万円 6万円 1,150,001円～1,200,000円 6万円 4万円 1,200,001円～1,230,000円 3万円 2万円 1,230,000円超 0円
障害者控除	普通障害 26万円 (特別障害の場合…………… 30万円) (同居特別障害の場合…………… 53万円) 本人または扶養親族で心身に障害のある人 (特別障害とは身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定 他)
ひとり親控除	30万円 死別・離婚・未婚を問わず①及び②に該当する人 ①本人の合計所得額500万円以下 ②生計を一にする総所得金額等の合計額が58万円以下の子を有する人
寡婦控除	26万円 本人の合計所得額が500万円以下で①または②に該当する人 ①夫と死別した妻で、ひとり親で、②夫と離別した妻で、総所得金額等が58万円以下の子以外の扶養親族がいる人
勤労学生控除	26万円 本人が学生で、合計所得が85万円以下で、かつ、給与以外の所得が10万円以下の勤労学生
基礎控除	43万円 たゞ合計所得額が2,400万円超～2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円超～2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円超では0円となる